

令和5年度新規就農研修生の募集について

大崎町で新たに独立就農を目指す方に農業技術等を習得していただくための研修事業を実施します。

- 1 研修品目
施設ピーマン



- 2 研修期間と研修方法

研修期間：2年間（令和5年7月1日研修開始，令和7年6月30日研修修了）

研修方法：1年目 町内ピーマン農家で実地栽培研修

2年目 独立経営方式の研修（資材の発注から販売まで研修生が行う）

※畑かんセンター開催の農業基礎講座，簿記研修やJAの現地検討会等指導体制あり

- 3 研修条件

- ・農業に対する熱い思いと意欲がある新規就農希望者
 - ・大崎町に住所を有する方（研修開始時に大崎町内に移住し、研修修了後も引き続き大崎町内に定住し就農できる方）
 - ・概ね45歳未満で、心身共に健康である方
 - ・必要農機具を購入するための自己資金がある方等
- ※2年目の研修中に無収入期間（5ヵ月間程）があるのでご注意ください。

- 4 募集人員

1組2名（原則夫婦）

- 5 研修手当等

研修手当 1年目 夫婦300万円/年 ※単身180万円/年

2年目 独立経営のハウス（13a）での売上があるため、研修手当は1年目の研修手当（夫婦300万円/年）程度を保証する予定です。

※国の就農準備資金（旧事業名 農業次世代人材投資資金）を申請していただきます。（国の制度のため交付要件や金額等変更になる場合あり）

- 6 その他の支援

- ・家賃助成・・・家賃の1/2を最長2年間助成（限度額 1万円）
- ※要件がありますので、詳しくはお尋ねください。

- 7 申込方法等

- ・募集期間 令和4年12月23日（金）～令和5年~~1月23日（丹）~~ 3月15日（水）
↑延長しました！
- ・決定までの流れ
 - ①農林振興課へ研修体験申込の連絡（3月15日（水）まで）
※研修や申込の流れについて詳しく説明します。
 - ②研修体験（3月頃） ※研修体験後に申込用紙をお渡しします。
 - ③研修申込（研修体験後～3月30日（木）まで）
 - ④予備審査（4月頃）
 - ⑤決定審査（4月頃）
 - ⑥決定通知（5月頃）